

違憲状態首相は、憲法98条1項に基づき、国政の

# 無資格者

**I** : 憲法98条1項:「この憲法は、国の最高法規であって、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部または一部は、その効力を有しない。」

**II** : 【2012年12月衆院選(小選挙区)】は、憲法98条1項の「国務に関するその他の行為」である。

**III** : ところで、最高裁は、ズバリ、『【2012年12月衆院選(小選挙区)】は、違憲状態」と判決した。

**IV** : よって、【2012年12月衆院選(小選挙区)】は、**「違憲状態」**の「国務に関するその他の行為」である。

**V** : 従って、2012年12月衆院選(小選挙区)は、**憲法98条1項に基づき、「その効力を有しない」**。

**VI** : そのため、【2012年12月衆院選(小選挙区)】で当選した議員は、**憲法98条1項に基づき、「憲法の要求する選挙に当選したことにならない人」**(即ち、**「国政の無資格者」**)でしかない。

**VII** : 結局、**違憲状態議員たる違憲状態首相は、憲法98条1項に基づき、国政の無資格者**である。

**VIII** : 「選挙は、違憲状態。選挙は、有効。」の違憲状態判決は、**デタラメ判決**である。

比喻として、【2012年12月衆院選(小選挙区)】を運転免許試験に当てはめて考えてみれば、**違憲状態判決の底抜けの「デタラメぶり」**が、よく分かる。

即ち、裁判所は、

① **【2012年12月の運転免許試験】**(但し、【2012年12月衆院選(小選挙区)】の比喻)は、その合格基準が、正しくは、【100点満点中の90点】であるのに、45点であった。従って、この**【45点の合格基準】**は、**【誤り】**である。そのため、本来の正しい**【90点の合格基準】**なら不合格となるべき、45点の受験者が、合格してしまった。

②しかし、2012年12月の試験日の時点では、未だ**【45点の合格基準】**を是正するための裁量期間が満了してないので、各都道府県公安委員会は、今後行う試験で、この**【45点の合格基準】**を是正できる。

③よって(???上記②は、全く理由になっていない!!!)、**【2012年12月の運転免許試験】**の45点の受験者に発行した運転免許証は、**有効**である。」と

判決したようなものである。

小学生ですら、2012年12月の試験で、100点満点で45点の人が「運転免許証」をもらって、一般道を走行するのは

**「怖〜い!」**と考える。

**IX** : **【「違憲状態首相」**は、**憲法98条1項に照らし、**いわば、「**国政」**号という名の、

**【1億2500万人強が乗っている超大型バス】**  
**無免許運転手**である。

無免許運転手が、一般道で、警察官の制止を振り切って、走行を続けたら、

**逮捕**である。

即ち、**無免許運転は、これ程迄に危険な行為である。**

**X** : アンデルセンの童話:

【王様のパレードに集まった人々の中の一人の子供が、「**王様は、裸だよ!**」と叫んだ。  
一瞬の静寂の後、王様のパレードに集まった人々は、全員、口々に、「**王様は、裸だ!**」と叫んだとさ。】

日本国民が、**【「違憲状態首相」**の、例え話としての**【無免許運転】**を見て見ぬふりしたら、日本国民は、**裸の王様の童話の世界の人々に笑われる。**

**XI** : **【「違憲状態首相」**が、「閣議決定で、集団的自衛権の憲法解釈を変更する」旨発言した。

**【「違憲状態首相」**は、**憲法98条1項に基づき、【国政の無資格者】**でしかないのに、この発言である!

**正気の沙汰**ではない。

**XII** : 人口比例選挙問題の解決の手続は、下記①~④のとおり、いたって、簡単である。

- ① 最高裁が、『憲法は、人口比例選挙を要請している』と判決する。
- ② この判決の言渡し後、国会は、第三者委員会に【人口比例選挙の選挙区割り案】の作成を依頼する。
- ③ 第三者委員会は、【人口比例選挙の選挙区割り案】を作成する。
- ④ そして、国会は、同案を可決して、**人口比例の選挙法**を立法する。

**XIII** : 1 米国ペンシルバニア州:

(i) 米国連邦地裁は、2002年4月8日に、

『① ペンシルバニア州内の各米国連邦下院選・小選挙区間で、最大・小選挙区と最小・小選挙区の人口差は、19人である。

② この19人の人口差は、米国連邦憲法の平等原則に反する。』旨

判断した(195 F.Supp.2d 672 (M.D.Pa.2002))。

(ii) 同州議会は、その**9日後**(同月17日)に、最大・小選挙区と最小・小選挙区の**人口差を1人**(=646,372人-646,371人)とする**【選挙区割り立法】**を可決した。

2 日本:

(i) 1962年に、故越山康弁護士が、一票の住所差別訴訟を初めて提訴した。それ以後〜今日迄、**52年**経過した。

(ii) 今、衆院選(小選挙区)では、最大・小選挙区(新東京16区)と最小・小選挙区(新鳥取2区)の有権者数差は、**29万0574人**(=58万1677人-29万1103人)である(平成25年3月28日付「衆議院選挙区画定審議会」改正案より)。

**月とスッポン**である。  
情けない。

以上

文責: TMI総合法律事務所 弁護士 升永英俊 / 伊藤善隆 弁護士 伊藤真

あなたの選挙権が何票の価値かチェックしてきましょう。 <http://www.ippyo.org/>



一人一票 検索

お問い合わせ | ippyo@ippy.org Fax.03-3780-3221  
合わせ | EmailとFaxのみで受付しております。  
連絡先: 〒150-0031 東京都渋谷区桜丘町17-6



一人一票実現国民会議